

エネルギーマネジメントシステム審査員
順守事項

CEMSAR AA 400

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年9月22日	制定
01	2012年5月23日	「ロゴ・マーク」を「マーク」に変更
02	2013年2月12日	「個人的特質」を「個人の行動に必要な資質」に変更
<u>03</u>	2014年1月1日	審査員としての能力に影響を与える可能性のある事項が生じた場合の通知について規定

エネルギーマネジメントシステム審査員順守事項

1. 審査活動に係るエネルギー審査員の順守事項
 - 1) 誠意をもって円滑に審査を推進することを心掛けるものとする。
 - 2) 審査の重要な目的が本質的にエネルギーマネジメントシステムの有用な活用にあることを旨として、審査にあたるものとする。
 - 3) 公正かつ公平に審査を行うものとする。
 - 4) 依頼者及び被審査者からの信頼を高めるようエネルギー審査員としての個人の行動に必要な資質、知識及び技能の維持向上に努めるものとする。
 - 5) 審査における情報及び資料を、適切に管理するものとする。

2. 登録及び基準に関するエネルギー審査員の順守事項
 - 1) 公開されている CEMSAR の「エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準 (CEMSAR AA 100)」及び関係の規定に基づいて活動及び手続き等を行うものとする。
 - 2) CEMSAR への申請においては、評価に係る情報を偽ることなく、必要なものを全て提供するものとする。
 - 3) 登録の停止・失効・取り消しの場合、登録資格に基づく活動を停止するものとする。
 - 4) 登録証明書及び登録カードの使用については、登録証明書・登録カードの取扱いに関する要領に基づいて使用するものとする。
 - 5) CEMSAR マークの使用については、「審査員による CEMSAR マークの使用要領 (CEMSAR RA 200)」に基づいて使用するものとする。
 - 6) CEMSAR 事務局に寄せられたエネルギー審査員個人に対する苦情に関して CEMSAR が行う問合せや事情聴取に協力するものとする。
 - 7) 言語に関する障害など、審査員としての能力に影響を与える可能性のある事項が生じた場合、その旨を遅滞なく CEMSAR に通知するものとする。